

奈良県監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十号

奈良県監査委員条例の一部を改正する条例

奈良県監査委員条例（昭和三十九年三月奈良県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とする。

第十三条中「第二百四十三条の二第三項」を「第二百四十三条の二の二第三項」に、

「第二百四十三条の二第八項」を「第二百四十三条の二の二第八項」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条を第十三条とし、第九条から第十一条までを一条ずつ繰り下げ、第八条の次に次の一条を加える。

（内部統制評価報告書の審査）

第九条 法第五百十条第五項の規定により審査に付された内部統制評価報告書については、これを受理した日から六十日以内に意見を付けて知事に回付しなければならない。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。